

**（仮称）平木阿波ウインドファーム事業及び（仮称）平木阿波
第二ウインドファーム事業に係る環境影響評価準備書に対する
津市長意見**

株式会社グリーンパワーインベストメントによる（仮称）平木阿波ウインドファーム事業（以下「平木阿波W. F 事業」という。）及び（仮称）平木阿波第二ウインドファーム事業（旧（仮称）ウインドファーム津芸濃事業）（以下「平木阿波第二W. F 事業」という。）は、津市及び伊賀市の行政界周辺において両事業を併せて総発電出力37,800kWの陸上風力発電事業を計画するものであり、カーボンニュートラルの実現に向けた再生可能エネルギーの導入促進、温室効果ガスの削減による気候変動対策に貢献する有用な事業であるが、これらの目的達成のために災害や自然環境等を損なう影響があってはならず、また同事業の実施に当たっては、地域住民の理解を得た上で地域と共生しながら事業が進められることが前提となる。

これまでの両風力発電事業における環境影響評価法手続においては、特に平木阿波第二W. F 事業に係る環境影響評価方法書の事業計画が経ヶ峰に隣接する計画であったことから、対象事業実施区域の周辺住民をはじめ市内外の経ヶ峰の自然を親しむ者らから津市長に対して、12,672筆の署名により「経ヶ峰の自然・環境・景観を守るための要望書」が提出され、本市として令和元年5月27日付けの環境影響評価方法書に対する環境の保全の見地からの意見で、三重県知事に対して、経ヶ峰の眺望景観に極めて重大な影響を及ぼすものと考えられる状況や、環境影響評価における重要な関係者である地域住民の中に本事業の実施を懸念する非常に多くの声がある状況下においては、再生可能エネルギーの普及促進や地球温暖化対策の推進のほか、森林区域における土地の有効活用や地域の活性化などの観点から有用な事業であることを勘案しても、環境保全の見地から本事業計画を是認できるものではない旨の意見を提出しているところである。

今回、示された環境影響評価準備書においては、現地の調査で明らかとなった希少猛きん類等の生息や景観への配慮などから、風力発電機の設置基数が平木阿波W. F 事業で8基程度から6基に、また平木阿波第二W. F 事業で16基程度から3基に減数され、一方で両風力発電事業について設置予定の風力発電機の単機当たりの発電機出力が3,000kW級から4,200kWへと変更されている状況である。

さらに、今回の環境影響評価準備書で示された調査、予測、評価及び環境保

全措置等に対しては、現在も疑念、不安を抱く地域住民等も多く、このことは今回の環境影響評価準備書における環境の保全の見地からの意見を有する者から述べられた意見（以下「準備書についての住民等意見」という。）の中で、当該事業の実施により動物・生態系、地形・地質及び景観などに重大な影響が生ずるおそれがある旨の意見が散見されることからもうかがえる。

以上の状況等を踏まえ、環境の保全の見地から次のとおり両風力発電事業に係る環境影響評価準備書に対する意見を述べる。

1 総論

(1) 環境影響評価準備書には、対象事業実施区域の削減や風力発電機設置基数の減数など、検討された環境保全措置が示されており、このことは環境影響評価法による予測に不確実性を伴うことが避けられないことを考慮しても、一定の環境配慮がなされていると考えられるものであるが、一方で、当初環境影響評価方法書に示された風力発電機における単機当たりの発電機出力が3,000kW級から4,200kW、ブレード上端の高さが約145mから170.5mへと大きくなっている点においては、環境負荷が増加しているとも言える状況となっていることから、環境影響評価方法書段階と比べ環境影響が増大すると予測される項目については、更なる環境保全措置を検討すること。

(2) 環境影響評価法による準備書手続において、同準備書の内容を公告及び縦覧し、縦覧期間内に準備書の記載事項を周知するための説明会の開催が定められているが、図書紙面の分量が多く、内容も専門的なものであることから、地域住民等がこれらの図書を限られた縦覧期間や説明会を通して理解を深めることは困難であるとも考えられ、このことが当該事業を不安視する声となっているとも考えられる。

このことから、環境負荷の少ない風力発電所を設置し、得られたクリーンエネルギーを供給することで、地球環境保全に貢献するとともに、地域経済の発展及び活性化に寄与することを目的とした当該事業の実施者として、今後も地域住民等と適切なコミュニケーションを図り、積極的な情報提供と説明責任を果たして、地域住民等の理解を得た上で地域と共生した事業となるよう努力すること。

(3) 環境影響評価書作成段階までに、詳細な工事内容及び設備の仕様等の詳細が明らかになり、項目の選定及び手法の選定等に係る事項に新たな事情が生じたときは、必要に応じ、選定項目及び選定手法を見直すとともに、

追加的に調査、予測及び評価を行うなど適切に対応すること。

- (4) 事業の実施にあたっては、環境保全対策に関する最新の知見を考慮するとともに、最善の利用可能技術を導入するなど、より一層の環境改善に努めること。
- (5) 対象事業実施区域は、三重県水源地域の保全に関する条例に基づく特定水源地域、また森林法に基づく保安林が存在する。当該地域の森林は、地域社会にとって災害・水害の防止、水源のかん養、環境の保全を図る上で極めて重要な役割を有していることから、可能な限り伐採する範囲を最小限に留め、また、土地の改変に当たっては、三重県林地開発許可に関する規則（昭和50年9月9日三重県規則第49号）第7条に規定する技術基準を遵守するとともに、残置する森林の保全に努めること。
- (6) 風力発電機を長期に渡り稼働させる計画であることから、供用中は適切な運転管理及び設備更新等を行い、経年劣化による不具合等による周辺環境への影響の増加が生じないようにすること。

2 各論

(1) 騒音及び超低周波音

施設稼働後における騒音及び超低周波音（以下「騒音等」という。）の事後調査については、予測手法が科学的知見に基づく数値計算で予測の不確実性は小さいものであること、また風力発電機を可能な限り住宅等から離れた位置に配置する等の実効性のある環境保全措置を講じることなどの理由から調査を実施しないこととなっている。

準備書についての住民等意見には、騒音等による影響を懸念する意見が多く寄せられている状況にあることから、引き続き丁寧な説明等の対応を行うとともに、必要に応じて騒音等の事後調査の実施を検討すること。

また、調査の結果、影響の程度が著しいことが明らかになった場合は、追加的な環境保全措置を講じること。

(2) 水環境・地形・地質

ア 造成工事における降雨時の土砂流出（濁水）対策として、仮設を含めた沈砂枡等を設置する計画となっているが、定期的に沈砂枡等における土砂の堆積状況を確認し、必要に応じて浚渫するなど適正な維持管理を行うこと。

イ 風力発電機等の設置に当たっては、地質ボーリング調査等十分な調査を実施し、軟弱な地盤を避けて工事を実施するなど、工事に起因する土砂災害が生じないようにすること。

ウ 本事業に起因する山腹崩壊等が発生しないように十分留意し、山腹崩壊等が発生した場合は、速やかに原形復旧すること。

(3) 動物・植物・生態系

ア 対象事業実施区域及びその周辺は自然豊かなエリアであり、またクマタカ等の希少猛きん類の生息が確認されるなど希少な動植物の生息・生育及び繁殖が確認されているエリアでもあることから、森林の伐採や改変の際は、動物の繁殖時期を考慮した施工計画とすることや工事車両等による動物の轢死を防止するための配慮など、現地調査の結果を事業計画に反映した上で、準備書に記載された環境保全措置を確実に実施し、動植物・生態系への影響を最大限低減すること。

イ クマタカにおける繁殖状況の事後調査については工事中及び施設稼働後1年間、また鳥類及びコウモリ類への影響（バードストライク及びバットストライク調査）に関する事後調査については施設稼働後1年間、さらにはヤイロチョウ生息状況確認調査については工事中及び施設稼働後1年間実施する計画となっている。事後調査終了後も専門家等の助言・指導を踏まえ、事後調査の継続の可否を判断し、調査の継続が必要となれば適切に調査を継続すること。また、事後調査の結果、影響の程度が著しいことが明らかになった場合は状況に応じて環境保全措置を講じること。

(4) 景観

対象事業実施区域は、津市景観計画において、山地景観ゾーンとして位置づけ、良好な景観の形成に関する方針を定めているところであり、当該ゾーン景観類型別の森林景観の景観形成方針として、「雄大で美しい森林景観の保全に努め、これらの山並みへの眺望の保全や調和を大切にした景観形成を図る。」と定めている。

経ヶ峰への眺望景観においては、対象事業実施区域の削減及び風力発電機の設置基数の減数等により、周囲からの眺望景観への配慮がなされていると考えられるが、一方で経ヶ峰からの眺望景観においては、風力発電機単機当たりの規模が大きくなることから、周辺地域に存在する風力発電機の規模から比較すると異質なものとなり、周囲の景観との調和を乱すおそれがある。

景観の良否については、個々人によって異なる主観的かつ多様性のあるものではあるが、経ヶ峰のもつ景観的価値を求めて訪れる登山客等にとっては、今回の事業実施に伴い少なからず影響となるものとも考えられ、事

実、準備書についての住民等意見には、経ヶ峰山頂から対象事業実施区域を望む景観に懸念を示す多くの意見が確認できる状況にある。

景観対策ガイドライン（案）（UHV送電特別委員会環境部会立地分科会、昭和56年）において「垂直見込角が3度を超えると比較的細部までよく見えるようになり、気になる」とされていることから、経ヶ峰から対象事業実施区域方向への眺望景観において、景観に影響を与えるような風力発電機については、経ヶ峰のもつ景観的価値を損なわないよう、影響を回避又は低減すること。

なお、周辺の景観との調和に配慮する措置の実施に当たっては、「津市景観計画」との整合を図り、本市の景観形成基準を遵守すること。

(5) 人と自然との触れ合いの活動の場

対象事業実施区域の周辺にある経ヶ峰は、自然や風景を求め、四季を通じて市内外から多くの登山客が訪れる地域の観光資源となっており、また登山道、休養施設及びトイレの各施設は、経ヶ峰を愛する方々の尽力によって、自主的・自発的に手厚く維持管理されている状況にある。

今回、登山ルートの一つである長野峠ルートが対象事業実施区域と重なり、一部の登山ルートと管理用道路との交差部分で直接的な改変を受ける計画となっていることから、工事等が人と自然との触れ合いの活動の場である経ヶ峰を利用する登山客の妨げとならないよう、十分な対策を講ずること。

(6) その他

ア 美里町平木地区及び北長野地区が本事業における資材の運搬等の主要な走行ルートになっていることから、資材の運搬等に当たっては、対象事業実施区域及びその周辺の道路における交通安全対策を事前に検討し、十分な対策を講ずること。

イ 事業の実施に伴い、ニホンザル、ニホンジカ、イノシシ等の鳥獣の行動圏に変化が生じ獣害などの被害が増大することが懸念されることから、対象事業実施区域周辺の農業等に影響を及ぼすことがないよう事業計画を十分に検討すること。

ウ 工事期間及び施設稼働後において、地域住民等からの事業に対する疑義や苦情が寄せられた場合には、地域住民等と適切なコミュニケーションを図り、誠実に対応すること。